

利用者に発熱・体調不良等が見られた場合の対応手順

活動中に、利用者に発熱・風邪症状等が判明

右記以外

意識障害、呼吸困難が見られる等緊急の場合

職員は、所長に報告するとともに、症状のある利用者を別室で休養させる
熱中症が疑われる場合には、熱中症の応急措置を行う

救急通報する
併せて救命措置を行う

※トイレは他の利用者と分ける。風呂は利用しない。
食事は別室で提供する。
受入れの場合は、団体責任者に問診表の内容について、患者への聞き取りを依頼する。

所長は、社会教育課へ報告する
所長は、ただちに受診相談センター（または当該利用者のかかりつけ医）に相談し指示に従う

〈主催事業の場合〉

保護者へ連絡し、センター等が指示した診療・検査医療機関を受診するよう依頼する

〈受入事業の場合〉

センター等が指示した診療・検査医療機関を受診するよう、利用団体の責任者等へ依頼する

※保護者への引渡しが必要な場合は、センター等へ相談の上指示に従う。

受診の結果を所に連絡していただく

陽性が判明した場合

所長は、施設の臨時閉所措置を行うとともに、保健所の指示に従って、施設の消毒や感染拡大防止措置を徹底して行う